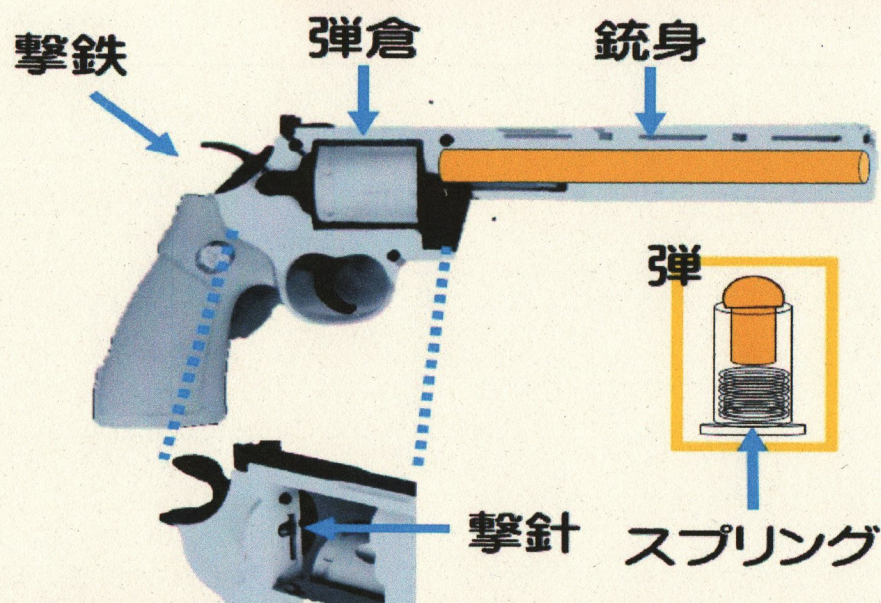


玩具と称した拳銃について

以下の特徴を有する玩具拳銃は、銃刀法上の「拳銃」に該当し、所有すると銃刀法違反に問われるおそれがあります。

玩具と称した拳銃の特徴



ポイント

- ①銃身、弾倉ともに実包が装てん可能な大きさ(1cm以上)
- ②撃鉄、撃針を有し、雷管を叩くことで弾丸が発射される
- ③スプリング式の構造

違法の可能性

玩具と称した拳銃の特徴 (詳細)

- ・ 銃身、弾倉ともに実包が装てん可能な大きさである (約 1 cm)
- ・ 実包の薬莖に模したプラスチック型の弾が付属している (※弾の中には、スプリングが内蔵されスポンジ・プラスチック製の弾頭を飛ばす仕様)
- ・ 撃鉄、撃針を有し、撃針 (雷管を叩く針) が弾の雷管 (実包の後端部) を叩くことで弾丸が発射される構造
- ・ 実在する拳銃がモデルとなっているものが多い